

指 導 事 項

1 交通事故の防止について

これからの時期、児童生徒の歩行中及び自転車運転中の事故が増加する傾向にあることから、児童生徒が交通事故の実態や原因等について理解し、日常生活における様々な危険を自ら予測し、的確な判断のもと危険を自ら回避できるよう、安全指導の一層の徹底を図ること。また、児童生徒等の登下校などにおける事故防止のため、通学路の安全点検を行うなど、安全管理の徹底に努めること。

なお、道路交通法や青森県道路交通規則等を踏まえ、それぞれの内容に適切に対応し、交通事故防止に努めること。

※留意事項

- (1) 小学生においては、歩行中（飛び出し）の事故が多いことから、右側通行や左右確認等、正しい歩行・横断の仕方について習慣付けること。また、帰宅後の自転車運転中のルールについて、ヘルメットの着用も含め、指導の徹底を図ること。
- (2) 中・高校生においては、自転車運転中の交差点等での出会い頭の事故が多いことから、原則として車道を通行し、かつ、車道の左側を通行すること、一時停止、左右確認、携帯電話の使用禁止等の交通法規の遵守及び歩行者への配慮等について、指導の徹底を図ること。また、令和5年4月、道路交通法の一部改正により、自転車乗用中のヘルメット着用が全年齢で努力義務化されたことから、万が一の事故に備えた安全対策としてヘルメット着用の有効性について指導するなど、ヘルメット着用の推進に努めること。
- (3) 高校生の自動二輪車（原付バイクを含む。）及び自動車運転については、関係機関及び保護者と密接な連絡をとるとともに、特に勤労生徒については雇用者とも連携を図るなど、事故防止について十分配慮すること。
- (4) 通学路の設定とその安全確保に当たっては、交通事情を十分配慮し、関係機関と協議し、可能な限り安全な通学路を設定すること。
- (5) 通学路の安全性が恒常的に確保されるよう、通学路上に危険箇所が認められる場合には、保護者、警察及び地域の関係機関等の協力を得て、適切な対策を講じること。

※関連通知

「自転車の安全利用促進のための自転車通行ルール等の周知徹底について」

令和4年11月10日付け青教ス第859号

2 熱中症事故の防止について

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものであるが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、また、体が暑さに慣れていない時期（暑くなり始めや急に暑くなる日）や、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等のその他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず、熱中症事故の防止のため適切な措置を講ずること。

なお、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者及び伝達方法を、各学校における危機管理マニュアル等においてあらかじめ具体的に定め、教職員間で共通認識を図ること。

※留意事項

- (1) 活動中やその前後に適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整えること。
- (2) 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、速やかに体を冷却できるよう備えるとともに、ためらうことなく一時救命処置（AEDの使用を含む。）や救急要請を行うことのできる体制を整備すること。
- (3) 感染症の流行時における児童生徒等のマスクの着用に当たっては、熱中症事故の防止に留意すること。
- (4) 登下校時を含め、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導すること。

※関連通知・参考資料・サイト

「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」

令和7年5月12日付け青教ス第179号

「熱中症環境保健マニュアル2022」（令和4年3月改訂 環境省）

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

「環境省熱中症予防情報サイト」

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」（令和5年5月改訂 文部科学省）

3 水難事故及び山岳事故の防止について

水難事故及び山岳事故は、特に、夏季に多く発生していることから、児童生徒等の多様な行動を踏まえ、自然条件及び気象条件等に十分配慮するとともに、海・河川及び山においては危険区域等に立ち入らないなど、指導の徹底を図り、事故防止に努めること。

また、プールの安全利用及び事故防止等については、教科（科目）体育等の水泳指導と関連付けて指導すること。

※関連通知

「水泳等の事故防止について」令和7年5月12日付け青教ス第180号

「水難事故防止に係る農林水産省、国土交通省及び海上保安庁の取組について」

令和7年4月17日付け青教ス号外

「夏山登山の事故防止について」令和6年7月8日付け青教ス第391号

4 不審者の声かけ事案等による被害防止について

夏季は夕暮れが遅くなり、屋外で活動する機会が増え、不審者の声かけ事案等の発生が懸念されることから、危機発生時の対応等に関する指導に努めること。

※参考資料・サイト

「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」（令和3年3月 文部科学省）

「文部科学省 学校安全ポータルサイト」

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/tougekoumimamori/index.html>

5 花火等における事故防止について

花火は音や煙が出ることから、周囲に迷惑がかからないよう使用場所及び使用方法等を指導すること。また、火気の使用及び後始末の不備等による火災の防止について指導すること。

※留意事項

- (1) 花火を人や家に向けたり、燃えやすい物のある場所で使用しないこと。
- (2) 後始末を確実に行うこと。
- (3) 風の強いときは、火災及び火傷等の危険性が高いことから、花火で遊ばないようにすること。
- (4) 小学生にあつては、原則として保護者等と一緒にを行うよう指導すること。

6 運動部活動の指導について

指導に当たっては、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針」（青森県教育委員会 令和6年3月作成）、市町村教育委員会が策定した「設置する学校に係る部活動の方針」及び各学校長が策定した「学校部活動の活動方針」等に従い、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、適切な休養日等を設定するなど、児童生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと。

※留意事項

- (1) 指導に当たっては、日頃から健康観察を行うなど、常に児童生徒の状態を把握すること。
- (2) 事故や体調不良等を確認した場合には、状況に応じて対応するとともに、保護者及び関係教職員に対し、速やかに連絡を行うこと。
- (3) 炎天下で活動する際には、水分の補給を行うほか、随時休憩を取り入れるなど、熱中症等に留意すること。
- (4) 運動障がい予防を図るため、計画的なトレーニングを行うとともに、オーバートレーニングにならないよう留意すること。

※参考資料

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm

「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月 文部科学省）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1372445_1.pdf

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針」（令和6年3月 青森県教育委員会）

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-sports/bukatsu_club_shishin.html